<対策のポイント>

水産政策改革の柱である資源管理に取り組む漁業者が、安心して漁業に取り組むことができるよう、**資源の減少に対応した資源管理の取組や、災害の影響等による減収を補塡する基金**により下支えします。

<政策目標>

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合(90%「令和4年度まで」)

く事業の内容>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立ぷらす>

○ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補塡します。 (漁業者と国の積立金の負担割合は1:3)

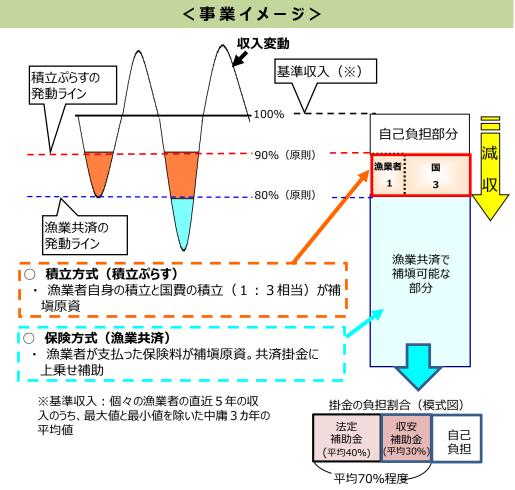
2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

<共済掛金の追加補助>

○ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金の上乗せ補助をします。 (国の補助は共済掛金の30%(平均)程度)

<事業の流れ>





「お問い合わせ先」水産庁漁業保険管理官(03-6744-2356)